

## シリーズ：子どもの権利 No.22 11月20日は「泉南市子どもの権利の日」～クイズで考える子どもの権利～

11月20日(木)は、「泉南市子どもの権利の日」で、国際連合総会で「子どもの権利条約」が採択された日です。今一度、子どもの権利についてみんなで考える日にしましょう。

今月は、〇×クイズをお届けします。

最初は子どもの権利条約についての問題です。

①子どもの権利条約の締約国、地域は、2014年にパレスチナが加入し194になった。

②日本は、1994年に批准し今年20周年を迎える。

③子どもの権利条約でいう子どもとは、0～20歳である。

④ユニセフは条約で守るように定められている権利を「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つに分類している。

⑤子どもの権利条約は50条からなりたつ。

続いて「泉南市子どもの権利に関する条例」についての問題です。

⑥日本で子どもの権利に関する条例を策定している自治体は、泉南市の他は10か所である。

⑦泉南市子どもの権利に関する条例では、「わかもの会議」を設置している。

⑧泉南市は条例を推進することで「子どもにやさしいまち」をめざしている。

⑨平成25年に泉南市が行った、子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査で、「泉南市子どもの権利に関する条例」を知っていると答えた人は、50%である。

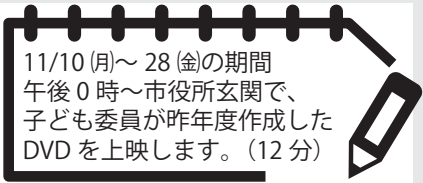
⑩泉南市子どもの権利に関する条例の検証を行うために、泉南市子どもの権利条例委員会が設置されている。

最後に、子どもの生活に関するアンケートの結果からの問題です。

⑪「あなたがホッとできるときはどんな時ですか」の小学生回答の1位は、「友達と遊んだり話したりしている時」で、中学生は、「ひとりで好きな事をしている時」である。

⑫「どのようなところだったら相談しようと思いますか」の小中学生回答の1位は、「聞いたことを秘密にしてくれるところ」である。

いかがでしたか？解答は25ページに掲載しています。



11/10(月)～28(金)の期間  
午後0時～市役所玄関で、  
子ども委員が昨年度作成した  
DVDを上映します。(12分)

**【問合せ】** 泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）